森委員提供資料2

平成24年1月19日

消費者庁「食品表示一元化検討会」における検討課題等に対する意見

財団法人 食品産業センター

我が国食品製造事業者は、国民にとって生活の基本となる安全な食品を安定的に供給するため、企業の社会的責任への取組みの強化、コンプライアンスの向上等はもとより、食品の安全性・品質管理の徹底等に、従前にも増して取組んでいるところです。また、原料原産地などの情報につきましても、農林水産省による「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について(通知)」(平成20年3月19日付け)を受けて、事業者の主体的な取組みとして、お客様相談窓口、ホームページ等を通じた情報提供の強化に努めているところです。

今般の消費者庁「食品表示一元化検討会」における「食品表示新法の目的(案)」、「新たな制度における表示の考え方(案)」、「加工食品の原料原産地表示の拡大について(案)」、「食品表示の適用範囲について(案)」等につきましては、以下のように考えております。

I. 新たな制度における表示の目的について

第3回食品表示一元化検討会(以下「第3回検討会」という。)の資料1「食品表示一元化に向けた基本的な考え方について」(以下「資料1」という。)における11頁「食品表示新法の目的(案)」については、新たな食品表示制度の目的として、次のことを十分に勘案する必要があると考えます。

- ①基本的には、一元化しようとしている3法、食品衛生法、JAS法、健康増進法の それぞれの目的である
 - ア 飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図る、
 - イ 農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の 選択に資する、
 - ウ 国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講ずることにより、国民保健の向上を図る、

を新法の目的に含むこと。

- ②消費者にとっても、事業者にとってもわかり易く、見やすい表示であること、
- ③法の執行監視体制の一元化や、事後的な検証可能性が担保されるものであること、等

Ⅱ. 新たな制度における表示の在り方について

第3回検討会の資料1における14頁「新たな制度における表示の考え方(案)」については、新たな制度における表示の考え方として、次のことを十分に勘案する必要があると考えます。

- ①用語の定義の統一(例えば、加工者・製造者、生鮮食品・加工食品等)
- ②国際規格との整合性
- ③義務表示事項を絞り込み、消費者にとってわかり易く見やすい、かつ、事業者にとっても作成しやすい表示であること。なお、義務表示事項は、消費者が単に「関心があるもの(表示)」ではなく、「商品選択の際に本当に利用しているもの(表示)とは何か」を十分に検証した上で絞り込んでいく必要があること
- ④安全性に関わる表示事項の義務化は必要(例えば、期限表示(消費期限、賞味期限)、アレルギー、保存方法等)
- ⑤任意の表示事項に対する推奨措置(例えば、JAS 規格化等)
- ⑥表示を作成する際に、食衛法、JAS 法等や、保健所、農政事務所等、さまざまな 所に確認しなくて済み、事業者が間違えない「作成しやすい表示」であること
- ⑦罰則を伴う義務表示事項については、特に、中小のメーカーでも「実行可能性が 担保できること」が必要。

Ⅲ. 加工食品の原料原産地表示について

1. 加工食品の原料原産地表示につきましては、厚生労働省、農林水産省の共同開催による「食品の表示に関する共同会議」(以下「共同会議」という。)において学識経験者、消費者団体、農業生産者団体、食品事業者団体等の委員により長年にわたり検討が行われてきました。平成20年7月に共同会議での議論が再開され、事業者・消費者団体へのヒアリング、一般消費者の意見を得るための全国2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ホームページを通じたアンケート調査、さらに全国7か所においてそれぞれの地域で活動する消費者・生産者・事業者の参加による意見交換会の開催等、様々な場を活用して意見が聴取され、それらを踏まえて引き続き議論が重ねられた結果、加工食品の原料原産地表示についての考え方をとりまとめた報告書No.7「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して 一JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について一」(平成21年8月28日))が公表されています。

この報告書において、JAS法における原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の品目横断的な基本的な要件として、これまでの

要件 I : 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、

要件 II :製品の原材料のうち、単一な農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

について、今後とも基本的に維持すべきである、とされているところであります。こうしたこれまでの長い検討の経緯や、上記「I. 新たな制度における表示の目的について」の①イ「農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の選択に資する」を新法の目的に含むこと等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示については、引き続き要件 I、要件 II を維持する必要があると考えます。

また、表示の義務化について検討する際は、第171回通常国会におけるJAS法改正により原料原産地の偽装については、直罰規定が設けられたことを踏まえ、原料の使用実態、生産工程等に基づく表示の実行可能性を十分勘案する必要があります。

従って、消費者庁におかれましても、原料原産地表示の検討を行うに当たっては、消費者、食品製造事業者等に混乱を引き起こさないよう、上記の品目横断的な基本的な要件、表示の実行可能性等、これまでの共同会議での検討結果を十分に踏まえる必要があると考えます。

なお、国産原材料の生産振興等の観点からは、JAS法に基づく「特色のある原材料等の表示」、いわゆる強調表示を行うことにより対応することが最も適切であり、その積極的な活用が図られる必要があると考えます。

- 2. また、加工食品(22食品群及び個別4品目を除く。以下、同じ。)における原料原産地表示につきましては、以下の課題等があることから、過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、食品製造事業者の自主的・主体的な取組みを推奨する等の方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重にご検討をいただきますようお願い致します。
 - 1) 原料原産地表示を広範に義務付けている国はほとんどなく(国際規格 (Codex)で原料原産地表示は表示すべき項目に入っていない。)、諸外国では原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もないため、我が国食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合があること。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達が困難になる場合も想定されること。
 - 2) 加工食品は、最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包材等の変更とのタイミングを一致させるため

の管理や複数種類の版の包材等の維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数(事業所数の99%)の中小零細な食品製造事業者にとって、難しい問題であること。平成21年4月30日公布のJAS法の改正(平成21年5月30日施行)により、原料原産地の偽装には、直罰規定が設けられたことから、中小零細な食品製造事業者にとっても表示の実行可能性が十分に担保される必要があること。また、表示ミスが起きる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。

- 3) 穀物等の国際需給の構造的変化が著しい状況の下で、加工食品における原料原産地表示を義務付けるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達が制限され、企業活動は大きな制約を受けることになり、食品の安定供給に支障を生じる恐れがあること。
- 4) 原料原産地表示における「国産」・「外国産」又は「輸入」といった「大 括り表示」及び「輸入中間加工品の原産国表示」については、以下の課題があ ること。
 - ア) 加工食品においては、一つの原材料について、「国産」原料と「外国産 (輸入)」原料との頻繁な切り替え、併用等が、通常行われている。その場 合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では「国 産」の文字が入ることで、優良誤認となる恐れがあり、表示できないという 問題があるため、「大括り表示」の実行可能性が担保できないこと。
 - イ) 現在、原料原産地表示が義務付けられている22食品群等については、 重量順の原料原産地(国名等)の表記である一方、22食品群等以外の加工 食品については、「大括り表示」が導入されれば「国産」、「外国産(輸入)」 の表記となり、20食品群等とそれ以外とで表示が多様化、複雑化し、消費 者等の混乱を招く恐れがあること。
 - ウ) 「外国産(輸入)」との表示では、消費者から「国名隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く恐れがあること。
 - エ) 「輸入中間加工品の原産国表示」についても、加工地を示した表示であり、中間加工品の原料原産地ではないため、消費者の混乱を招く恐れがあること。
- 5) 原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではないこと。加工食品の安全性及び品質は、メーカーのたゆまない向上・改善努力を踏まえた原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、直接、原料の原産地によって維持されているものではないこと。

Ⅳ. 食品表示の適用範囲について

第4回食品表示一元化検討会の資料2「食品表示の適用範囲について(案)」の検討においては、事業者、特に多数(事業所数の99%)の中小零細な食品製造事業者においても実行可能性が担保できること、法の執行監視における実行可能性が担保されること、事業者の対応コスト、行政当局の監視コスト等社会コストの増大等を十分に勘案する必要があると考えます。

そのため、検討の対象となる業態等における実行可能性等について、外食事業者、 インストア加工事業者、インターネット販売事業者、中小零細食品製造事業者、学 識経験者等を交えて十分に議論されることが必要と考えます。

Ⅴ. 容器包装以外の表示媒体の活用について

加工食品における容器包装以外の表示媒体の活用につきましては、以下の課題等があることから、義務化ではなく、自主的に自ら情報開示する努力をしている意欲的な食品製造事業者の自主的・主体的な取組を助長するための環境を整備する方向(その際、重量順に表示する等の現行の容器・包装への表示ルールにとらわれない、弾力的な情報提供を認めること等が必要。)で検討していくことが必要であると考えます。

- 1. 食品製造事業者による食品情報の開示については、情報開示の手段が、ホームページ等の場合であっても、容器・包装の表示と同様の問題点がある。例えば、原料原産地の頻繁な変更と開示情報を一致させるための難しさや変更ミス、海外から原産地情報を入手できない場合があるなど。また、取扱う製品の種類が多いメーカー(パンメーカーでは約1,000種類)ではホームページ等での表示スペースが膨大になること、多くの事業者は製品の改良を頻繁に行っていること等から、製品そのものの変更とホームページの変更とのタイミングを完全に一致させるための管理は、多くの事業者にとって困難である。このため、ホームページ等での表示が義務化された場合には、現在、ホームページ等を積極的に活用している企業においても、表示の正確性の担保の観点から、ホームページ等の活用を中止せざるを得なくなる可能性があること。
- 2. 我が国の食品製造業は、事業所数の99%が中小零細な食品製造事業者によって担われている。中小零細事業者の約3割は、自社ホームページを持っておらず、また、情報の維持・更新、管理等を行う人材も不足している。このため、中小零細な食品製造事業者にとっても実行困難となることが懸念されること。

Ⅵ. 栄養表示について

加工食品の栄養成分表示については、消費者庁の「栄養成分表示検討会」において「栄養表示の義務化に向けた課題」が整理されたところであり、それらの課題とともに、以下の課題等(一部重複)もあることから、食品製造事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重にご検討をいただきますようお願い致します。

- 1. 多くの加工食品において、ラベルにはJAS法、食品衛生法による一括表示を 始め、資源有効利用促進法によるPET、アルミ等のマーク、特保マーク、飲用乳 の公正マーク、JANコード等、多岐にわたる事項を、食品の容器包装等に表示す ることが義務付けられており、表示スペースが無いこと、また、アレルギー表示等 の健康危害に係る重要な情報の視認性の低下等を招くこと。
- 2. 事業者、特に、我が国食品製造業の99%を占める中小零細事業者にとって、すべての食品を分析して正確な値を確認することは困難であり、実際には計算値による含有量を求めることが多くなると考えられる。加工食品の生鮮原料では、季節や産地により栄養成分の含有量に差が出ることから、政府は、食品標準成分表等の公的データをあらかじめ整備し、情報開示する必要があること。
- 3. 現行の栄養表示基準における誤差の許容範囲については、個体差の大きい原料を使用する加工食品・惣菜・弁当等において、許容範囲内に収まることが困難な場合もあり、諸外国の例も参考に、事業者にとって実行可能性の高い誤差の許容範囲の設定方法について検討する必要があること。
- 4. 消費者が商品選択をするに当たって判りやすい表示であるためには、「100 g当たり」の含有量とする基準ではなく、「1食当たり」の含有量を表示する方が基 準として適切であるとする意見も少なくない。このためには、政府により、各食品 ごとの「1食当たり」の定義等をあらかじめ整備しておく必要がある。

これは、例えば、「濃縮タイプ(希釈して使用)」の製品では、「100g当たり」の含有量表示は見かけ上、過大な数値となり、消費者に誤解を与えることになること。

VII. 製造所固有記号について

製造所固有記号制度については、以下の観点等を十分に勘案し、引き続き、継続していく必要があると考えます。

(1) 包材の表示面積に制約があるため、表示項目が共通する製品においては、複数の製造所で共通した包材を使用し、製造時に製造所固有記号を印字することによって、包材・製品コストの低減、生産効率の向上を図ってきている。

従って、製造所固有記号制度が廃止された場合、製造所ごとに個別に包材を持つこととなり、相当数の包材変更に伴う改版費用の発生、包材ロットが小さくなることによるコストアップ、多種類の包材在庫の保有等による費用の増大等が起こること。

ある企業の一部の特定商品だけでも、この表示の切り替え・廃棄(環境負荷) に6億円、加えて包材のロットが小さくなること等により毎年13億円の費用負担になるとしている。

また、別の企業では、包材変更の対象が、約130銘柄に及ぶとしている。 こうしたコストアップによる製品価格の上昇や、包材変更による包材ロスや環 境負荷の増大等を招くことになる。

(2) 製造所固有記号が使えなくなると、包材の改版をするか、各工場での印字が新たに必要となる。包材の改版は、変更の度に時間・コストともにかかるため、各工場においてインクジェットプリンターによる印字対応が考えられる。

しかし、インクジェットプリンターは、印字速度に限界があるため、記号程度 の印字でないと、高速の製品充填スピードを大幅に低下させざるを得なくなる。

あるいは、生産効率を維持するために、新たなラインの増設が考えられるが、 製品価格が低下する中で、敷地の確保、設備投資等の負担が大きい。また、充填 包装を委託している場合にも、委託先がラインの増設に対応するには、それに見 合うコスト負担を求められることになる。

このため各工場で印字する方式による対応は、製品価格への影響が大きく実施は難しい状況であること。

(3)食品の表示には様々な法令があり、包材の表示面積が小さい場合、販売者と加工者の併記は困難がある。このため、表示免除となる面積の改定の検討が必要であること。

以上